

## II. 放射能対策に係る国・県・東京電力などへのこれまでの要望内容

1.基準値の設定、放射線量測定、測定結果の公表・評価等	
▶東葛6市（我孫子市、松戸市、柏市、流山市、野田市、鎌ヶ谷市）による要望	
H23.5.17	<p>◆東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う要望【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大気中の放射線量の測定と結果を公表すること</li> <li>○保育園・幼稚園・学校等における土壌の測定と結果を公表すること</li> <li>○測定結果に対する国の基準に基づいた評価を公表すること</li> </ul>
H23.6.8	<p>◆東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う要望【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大気中の放射線量測定を継続的に実施すること</li> <li>○東葛地区放射線量対策協議会及び同ワーキンググループへ参加すること</li> </ul>
H23.6.29	<p>◆福島県以外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値の早期設定を求める緊急要望【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値の早期策定と公表をすること</li> <li>○安全基準値を超えた場合の対応策の提示と、対策に要した費用の国による全額負担を要望すること</li> </ul>
H23.8.26	<p>◆放射線量測定等に関する緊急要求【要望先：東京電力株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般市民への測定器の貸出しと、測定結果に基づく放射線量低減要望へ対応すること</li> <li>○東葛6市で共同実施した放射線量測定の委託費用等を負担すること</li> <li>○各市の放射能汚染対応に要した費用に係る損害賠償請求に速やかに対応すること</li> </ul>
H23.8.27	<p>◆東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能対策【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性物質による大気、水質、地質等の環境汚染及び食品や廃棄物の取扱いに係る法令の早急な整備を国に要望すること</li> <li>○大気、水質、地質等の基準の設定や食品、廃棄物の取扱いに係る方法の検討・実施すること</li> <li>○長期的な人工放射性物質の取扱い方針を策定すること</li> <li>○東葛地区におけるモニタリングポストを設置すること</li> <li>○放射線量の独自測定及び安全基準値（除染作業の実施判断基準値）と除染が必要となった土地の処分方法を明示すること</li> <li>○除染に係る費用補填について関係機関へ働きかけを行うこと</li> <li>○放射線量測定器及び積算線量計を配布すること</li> <li>○専門家による住民へのリスクコミュニケーションを実施すること</li> </ul>
▶我孫子市による要望	
H23.10.19	<p>◆放射能汚染に係る飲食物の安全基準値の早急な設定と法制度の整備に関する要望【要望先：厚生労働省、消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○暫定規制値の早急な見直しと新たな安全基準値の設定及び法制度への明確に位置づけること</li> </ul>

## 2.放射性物質の除染

▶県内の汚染状況重点調査地域9市（我孫子市、松戸市、柏市、流山市、野田市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、佐倉市）による要望

H24.2.17

◆放射性物質汚染対処特別措置法に基づく市町村等の除染実施に対する国費による措置に関する緊急要望【要望先：環境省】

○民有地の所有者等が実施する除染について、国が実施者に直接費用負担する仕組みの検討と、その手続きの簡素化及び自治体の事務負担を軽減すること

○民有地の所有者等が行う除染に対する自治体の補助金交付や資機材の貸与等に係る費用について、国が全額負担すること

○公共施設や戸建て住宅等の除染に伴う表土除去、客土、現場保管に係る費用について、国が全額負担すること

○除染実施区域外であっても、局所的に放射線量の高い箇所の除染に要する費用を国が全額負担すること

○学校等の子どもが長時間生活する施設については、除染実施計画に基づく除染実施時の放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であっても、事故後の放射線量が一度でも毎時 0.23 マイクロシーベルト以上を示していた場合は、その除染費用を国が全額負担すること

○放射性物質汚染対処特別措置法の関係法令について、実効ある運用が図れるよう規則等の調整や修正を行うこと

○国の補助金措置等の交付申請期間を十分に設けること

○除染により発生した土壌等の処分について、具体的工程を平成 23 年度中に示すこと

○放射性物質を含むために処分が滞っている廃棄物等の処分が可能となるよう対応すること

○仮置き場設置のための施設解体等費用についても補助対象経費とすること

3.「原発事故子ども・被災者支援法」関連	
▶我孫子市による要望	
H25.2.5	<p>◆「原発事故子ども被災者支援法」に基づく支援対象地域に関する要望【要望先：復興庁】</p> <p>○汚染状況重点調査地域に指定されている本市を、子ども被災者支援法の対象地域に含めること</p> <p>○被災者の生活支援等に関する施策に係る費用は、国が全額負担すること</p>
H25.9.10	<p>◆「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に係るパブリックコメント【要望先：復興庁】</p> <p>○年間放射線量が1ミリシーベルトを超える「汚染状況重点調査地域」は、支援対象地域に指定すること</p> <p>○健康管理対策など、子どもや妊婦に対し特別の配慮がされた施策を推進すること</p>
▶県内の汚染状況重点調査地域9市（我孫子市、松戸市、柏市、流山市、野田市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、佐倉市）による要望	
H25.2.26	<p>◆「原発事故子ども被災者支援法」に係る緊急要望【要望先：復興庁】</p> <p>○本法律における支援対象地域に、放射性物質対処特別措置法による千葉県内汚染状況重点調査地域を指定すること</p> <p>○被災者生活支援等施策は、本法律における支援対象地域の住民等に対し、現在から将来に亘って、具体的な放射能に関する健康管理対策と安心して暮らしていける生活等について支援をするよう、実効性のある施策とすること</p> <p>○被災者生活支援等施策に係る費用は、全額国が負担すること</p>
H25.10.3	<p>◆「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に係る緊急要望【要望先：復興庁】</p> <p>○子ども・被災者支援法に基づく各種支援施策は、基本方針（案）において支援対象地域として示された市町村以外の地域においても、東京電力福島第一原子力発電所事故による環境汚染の実態及び住民の不安に照らして、広く適用されるものとする</p> <p>○特に、子ども・被災者支援法に基づく健康管理並びに医療施策に関する支援は、汚染状況重点調査地域においても、子ども及び妊婦に対して特別な配慮がされた施策として推進すること</p> <p>○上記施策の検討に当たっては、広く被災者等の意見を反映するとともに、その過程を透明性の高いものにする</p> <p>○子ども・被災者支援法に基づく各種支援施策に係る費用は、全額国が負担すること</p>

4.ごみ焼却灰等の最終処分場及び一時保管場所の確保	
▶我孫子市、松戸市、柏市、流山市、印西地区(印西市・白井市・栄町)環境整備事業組合による要望	
H23.8.31	<p>◆放射性物質を含む焼却灰の最終処分の一時保管場所等の緊急要望【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○8,000 ベクレル/kg を超える放射性物質を含む焼却灰等の一時保管場所等を県内で確保すること</li> <li>○放射性物質を含む焼却灰等の処理を速やかに対応するよう国へ要望すること</li> <li>○自治体が負担する費用の全額負担を国へ要望すること</li> </ul>
H23.8.31	<p>◆焼却灰の処理等に関する緊急要求【要望先：東京電力株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放射性物質を含む焼却灰の引き取り、または一時保管場所を早急に確保すること</li> <li>○放射能汚染により今後引き起こされる様々な不測の事態に対し、汚染原因者として責任を全うすること</li> <li>○各市等が行う損害賠償請求への速やかに対応すること</li> </ul>
▶我孫子市、印西市による要望	
H23.11.8	<p>◆林野庁が所有する国有林を焼却灰等の一時保管場所として活用することの要望【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○林野庁から示された国有林を無償貸与するとの方針を踏まえ、焼却灰等の一時保管場所として県下の国有林の活用について検討すること</li> </ul>
H23.11.25	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管場所用地の再検討について【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時保管場所の確保について、他市の県有地も再検討すること</li> <li>○統廃合した学校用地を一時保管場所として利用できない理由への回答</li> </ul>
H23.12.2	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管場所用地の再検討について【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○我孫子市・印西市のみの焼却灰等の一時保管場所として提案のあった手賀沼流域下水道終末処理場を両市の一時保管場所として提供すること</li> <li>○松戸市・柏市・流山市の一時保管場所については、引続き候補地を選定すること</li> <li>○旧松戸矢切高等学校用地の県立特別支援学校整備計画について、昨今の諸事情を考慮し、3年間の計画の先送りを検討すること</li> </ul>
H23.12.12	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管場所用地の再検討について【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手賀沼終末処理場だけでなく、複数の一時保管場所の確保を再検討すること</li> <li>○我孫子市・印西地区環境整備組合（印西市・白井市・栄町）の焼却灰等を保管する場合であっても、高等学校及び人家が近いこと、敷地のより中央部に変更すること</li> </ul>
H24.9.7	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管施設に関する要請【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地元住民及び我孫子市・印西市の両市に十分な説明もなく、6月18日に一時保管施設を手賀沼流域下水道終末処理場に設置する決定を下し、一時保管施設設置に向けた事前工事の入札公告がされたことに対し、今後、このような強行に事業を進めると受け取れる行動の無いよう強く要請</li> </ul>

▶我孫子市、松戸市、柏市、流山市、印西市による要望	
H24.11.9	◆指定廃棄物の最終処分場の確保に係る緊急要望【要望先：環境省】 ○千葉県における指定廃棄物の最終処分場候補地を早期に示すこと
H25.1.29	◆指定廃棄物の最終処分場の確保に係る緊急要望【要望先：環境省】 ○指定廃棄物の処理責任者である国が、平成27年4月から指定廃棄物の引受が可能となるよう、最終処分場を確保すること
H25.11.28	◆指定廃棄物の最終処分場の確保に係る緊急要望【要望先：環境省】 ○指定廃棄物の最終処分場の確保について、当初のスケジュールどおり平成27年3月31日を期限とし、指定廃棄物を引き受けること

5.下水道汚泥焼却灰及びごみ焼却灰の一時保管施設における安全性の確保	
▶我孫子市による要望	
H24.12.6	<p>◆下水道汚泥焼却灰の保管に伴う健康調査の実施について【要望先：千葉県】</p> <p>○下水道汚泥焼却灰等を一時保管している手賀沼流域下水道終末処理場周辺の我孫子市民及び近接する県立我孫子東高校の生徒に対し、放射線被ばくの影響を考慮した健康調査を実施すること</p>
H24.12.27	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰の搬入に係る要望【要望先：千葉県】</p> <p>市民の健康と安全で安心な暮らしを守るために、搬入や保管に伴う安全対策等に係る次の3点を要望。</p> <p>○各市の搬入スケジュール、搬入量等の搬入計画及び協定書の写しを提示すること</p> <p>○搬入及び管理に対する安全対策等を含む確約書等の締結に向けた協議をすること</p> <p>○千葉県、搬入市及び関係市で構成する連絡調整会議を早期開催すること</p>
H24.12.28	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰の搬入に係る要望書【要望先：松戸市、柏市、流山市】</p> <p>○濃度低減努力及び自区内処理の推進による焼却灰の搬入中止または削減すること</p> <p>○焼却灰を運搬する際の指定廃棄物ガイドラインを遵守すること</p> <p>○搬入スケジュール、搬入量等の搬入計画及び協定書の写しを提示すること</p>
H25.1.9	<p>放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰の処理に関する要望【要望先：千葉県】</p> <p>○8,000 ベクレル/kg を超えた放射性物質を含む汚泥焼却灰を保管しているテント倉庫周囲に飛散、流出を防止する土のうや塀を設けるなど徹底した安全対策を行うこと</p> <p>○適正な人員配置をするなど安全管理に万全を期すこと</p> <p>○終末処理場に汚泥焼却灰を一時保管することについて、市民に対し状況報告や説明会を実施すること</p> <p>○汚泥焼却灰について、流域関連7市に対し、その現状や処理方針などについて説明し、理解を求めること</p> <p>○汚泥焼却灰の一時保管により、今後の下水道計画に影響を及ぼさないかどうか、年次計画を示すこと</p> <p>○指定廃棄物の申請が遅れた理由を明らかにするとともに早期に申請を行うこと</p> <p>○国に対し、最終処分場の早期確保を再度強く要望すること</p> <p>○8,000 ベクレル/kg 以下の汚泥焼却灰の処分場の早期確保に努めること</p> <p>○汚泥焼却灰の一時保管費用等は、東京電力株式会社及び国に補償を求め、補償が実施されるまでの間、さらに自治体に負担を求めないこと。また、今後の東京電力株式会社への賠償請求の予定を示すこと</p> <p>○風評被害等、万一の場合の補償を確約すること</p>

H25.3.29	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管について【要望先：千葉県】</p> <p>放射性物質を含むごみ焼却灰が一時保管されている手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場に関し、市民の健康と安全で安心な暮らしを守るため、次の事項について要望</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市民有志による調停申請人の会が公害等調整委員会に申請した調停の期間中は、ごみ焼却灰の受け入れを停止すること</li> <li>○搬入3市がごみ焼却灰の搬入削減等の取り組みを行っていることから、25年度に予定している一時保管施設6棟の建設計画を見直すこと</li> <li>○我孫子市との確約書の締結に向けた協議をおこなうこと</li> </ul>
H25.9.18	<p>◆手賀沼終末処理場の放射性物質を含んだ下水汚泥焼却灰一時保管に伴う安全対策について【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手賀沼終末処理場敷地内に保管されている8,000ベクレル/kgを超える放射性物質を含んだ下水汚泥焼却灰について、浸水対策のため、保管容器の開口部の密閉処理を行うこと</li> </ul>
H25.11.5	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰及び下水道汚泥焼却灰の一時保管に係る竜巻等に対する対応について【要望先：千葉県】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手賀沼終末処理場敷地内に保管されている8,000ベクレル/kgを超える放射性物質を含んだごみ焼却灰及び下水道汚泥焼却灰について、フレキシブルコンテナで保管されている焼却灰をコンクリートボックス等の強固なもので覆うなど、焼却灰の飛散、流出に対して安全面の向上が図れるよう、更なる安全安心に対する追加措置を講じるとともに、一時保管施設の安全対策を再要請</li> </ul>

6.搬入市に対するごみ焼却灰の自区内保管等	
▶我孫子市による要望	
H24.12.28	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰の搬入に係る要望書【要望先：松戸市、柏市、流山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○濃度低減努力及び自区内処理の推進による焼却灰の搬入中止または削減すること</li> <li>○焼却灰を運搬する際の指定廃棄物ガイドラインを遵守すること</li> <li>○搬入スケジュール、搬入量等の搬入計画及び協定書の写しを提示すること</li> </ul>
H25.7.30	<p>◆放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管施設への搬入再開の中止について【要望先：松戸市】</p> <p>平成25年2月から停止していた一時保管施設へのごみ焼却灰の搬入を、7月26日に再開した松戸市に対し要請。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自区内保管の更なる推進を図ること</li> <li>○放射能濃度の上昇に起因すると思われる剪定枝木等の焼却以外の処理方法を早急に検討・実施すること</li> </ul>

7.東京電力株式会社への損害賠償請求	
H24.3.26	○水道水から放射性ヨウ素が検出されたことに伴う給水対応等に要した経費を請求 (請求額) 270万9,891円
H24.6.20	○東京電力株式会社の損害賠償の枠組みに基づき、給水対応等の経費から人件費(179万6,066円)を除いた経費を再請求 (請求額) 91万3,825円 ※全額支払い済み(平成24年7月25日)
H24.5.7	○ごみ焼却灰の処理等に要した経費を請求 (請求額) 821万3,504円 ※全額支払い済み(平成24年5月18日)
H24.6.15	○平成23年度における放射線量測定や除染等に要した経費および人件費を請求 (請求額) 4,349万125円 ※未払額 2,504万5,862円(平成26年3月末見込み)
H24.9.26	○東京電力株式会社の損害賠償の枠組みに基づき、水道の放射性物質検査費用等を請求 (請求額) 27万7,830円 ※全額支払い済み(平成24年10月24日)
H24.10.26	○東京電力株式会社の損害賠償の枠組みに基づき、焼却灰処理等関係費用を再請求 (請求額) 1,851万686円 ※全額支払い済み(平成24年12月20日)
H24.12.12	○東京電力株式会社の損害賠償の枠組みに基づき、食品の放射能検査費用を再請求 (請求額) 1万80円 ※全額支払い済み(平成25年1月11日)
H25.5.10	○東京電力株式会社の損害賠償の枠組みに基づき、水道事業に係る人件費等を請求 (請求額) 167万447円 ※全額支払い済み(平成25年5月30日)
H25.8.2	○平成24年度に要した放射能対策に係る費用(2億2,004万4,110円)を平成23年度の未払額も含めて東京電力株式会社に請求 (請求額) 2億4,551万5,222円 ※未払額 1億4,399万9,903円(平成26年3月末見込み)

【平成23・24年度経費についての損害賠償請求状況(平成26年3月末見込み)】

請求内容	請求額	支払済額(見込み)	未払額
○焼却灰処理等関係費用	207,386,908円	125,301,908円	82,085,000円
○水道事業関係費用	3,446,952円	3,268,452円	178,500円
○放射線量等測定費用	2,629,967円	2,541,332円	88,635円
○人件費	50,486,206円	0円	50,486,206円
○放射線量低減対策費用	10,105,650円	0円	10,105,650円
○その他消耗品等費用	1,055,912円	0円	1,055,912円
合計	275,111,595円	131,111,692円	143,999,903円

※焼却灰処理等関係費用、水道事業関係費用、放射線量等測定費用は、損害賠償の対象項目として東京電力株式会社が示しています。焼却灰処理等関係費用の未払額についても、現在、東京電力株式会社において内容を確認しています。

※平成25年度経費については、国・県の補助金等の額が確定次第、賠償請求を行います。

---

---

## 我孫子市第2次放射能対策総合計画

我孫子市放射能対策会議

事務局：我孫子市 環境経済部 放射能対策室

〒270-1192 我孫子市我孫子 1858

電話 04-7185-1111（代）

---

---